

嵐山町議会平成27年第2回臨時会会議録 目 次

招集告示	1
応招・不応招議員	2

第 1 号 （12月22日）

議事日程	3
出席議員	4
欠席議員	4
本会議に出席した事務局職員	4
説明のための出席者	4
開会の宣告	5
開議の宣告	5
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	5
諸般の報告	6
議案第62号の上程、説明、質疑、討論、採決	6
閉会の宣告	12
署名議員	13

◎ 招 集 告 示

嵐山町告示第185号

平成27年第2回嵐山町議会臨時会を次のとおり招集する。

平成27年12月15日

嵐山町長 岩 澤 勝

1. 期 日 平成27年12月22日

2. 場 所 嵐山町議会議場

3. 付議事件

(1) 業務委託契約の変更について（嵐山町北部交流センター改修事業）

◎ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

○応招議員（14名）

1 番	吉 本 秀 二	議 員	2 番	森 一 人	議 員
3 番	佐久間 孝 光	議 員	4 番	長 島 邦 夫	議 員
5 番	青 柳 賢 治	議 員	6 番	畠 山 美 幸	議 員
7 番	吉 場 道 雄	議 員	8 番	河 井 勝 久	議 員
9 番	川 口 浩 史	議 員	10 番	清 水 正 之	議 員
11 番	松 本 美 子	議 員	12 番	安 藤 欣 男	議 員
13 番	渋谷 登美子	議 員	14 番	大 野 敏 行	議 員

○不応招議員（なし）

平成 2 7 年第 1 回嵐山町議会臨時会

議 事 日 程 (第 1 号)

1 2 月 2 2 日 (火) 午前 1 0 時開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 議案第 6 2 号 業務委託契約の変更について (嵐山町北部交流センター改修事業)

○出席議員（１４名）

１番	吉本秀二	議員	２番	森一人	議員
３番	佐久間孝光	議員	４番	長島邦夫	議員
５番	青柳賢治	議員	６番	畠山美幸	議員
７番	吉場道雄	議員	８番	河井勝久	議員
９番	川口浩史	議員	１０番	清水正之	議員
１１番	松本美子	議員	１２番	安藤欣男	議員
１３番	渋谷登美子	議員	１４番	大野敏行	議員

○欠席議員（なし）

○本会議に出席した事務局職員

事務局長	村田泰夫
書記	岡野富春

○説明のための出席者

岩澤勝町長	
安藤實副町長	
中嶋秀雄総務課長	
村上伸二文化スポーツ課長	
小久保錦一教育長	

◎開会の宣告

○大野敏行議長 皆さん、おはようございます。第2回臨時会にご参集いただきまして大変ご苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は全員であります。よって、平成27年第2回嵐山町議会臨時会は成立いたしました。これより開会いたします。

(午前10時00分)

◎開議の宣告

○大野敏行議長 これから本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○大野敏行議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、

第5番 青 柳 賢 治 議員

第6番 畠 山 美 幸 議員

を指名します。

◎会期の決定

○大野敏行議長 日程第2、会期の決定について議題とします。

会期の決定につきましては、本日午前9時より議会運営委員会が開催されておりますので、委員長にその報告を求めます。

長島議会運営委員会委員長。

〔長島邦夫議会運営委員長登壇〕

○長島邦夫議会運営委員長 皆さん、おはようございます。議会運営委員会からご報告を申し上げます。

第2回臨時会を前にして、本日午前9時から議会運営委員会を開催いたしました。出席委員は、議会運営委員並びに委員外議員出席者として大野議長、出席要求に基づく出席者として岩澤町長、安藤副町長、中嶋総務課長に出席をいただきまして、提出されます議案について説明を求めました。審議案件は、長提出議案、その他1件

ということでございます。

その後、委員会にて協議しました結果、第2回臨時会は本日12月22日の1日とすることに決定しました。会期予定並びに議事日程につきましては、お手元に配付してあるとおりでございます。

以上、議会運営委員会から決定しましたことについてご報告をいたします。

○大野敏行議長 ご苦労さまでございました。

お諮りします。本臨時会の会期は、ただいまの委員長報告のとおり本日1日限りにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○大野敏行議長 ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日限りと決定いたしました。

◎諸般の報告

○大野敏行議長 ここで若干の報告をいたします。

まず、議事予定につきましては、お手元に配付しておきましたので、議事日程のとおりでありますので、ご了承願います。

次に、今臨時会に提出されました議案につきまして報告いたします。町長提出議案1件であります。提出議案一覧表をお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、今臨時会に説明員として出席通知のありました者の職、氏名を一覧表としてお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

以上で若干の報告を終わります。

◎議案第62号の上程、説明、質疑、討論、採決

○大野敏行議長 日程第3、議案第62号 業務委託契約の変更について（嵐山町北部交流センター改修事業）の件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 議案第62号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第62号は、業務委託契約の変更について（嵐山町北部交流センター改修事業）の件でございます。嵐山町北部交流センター改修事業に関する業務委託に関し変更契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものがあります。なお、細部につきましては担当課長より説明をさせていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○大野敏行議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

村上文化スポーツ課長。

〔村上伸二文化スポーツ課長登壇〕

○村上伸二文化スポーツ課長 それでは、議案第62号につきまして細部の説明をさせていただきます。

本題に入ります前に、業務委託契約の変更に至る経緯についての補足説明をさせていただきますと思います。北部交流センターの改修事業につきましては、平成26年9月議会定例会におきまして、議案第38号 基本協定及び業務委託契約の締結について（嵐山町北部交流センター改修事業）として上程させていただきました。当議案につきましては、ご審議の上、9月11日に議決第51号として可決いただき、議決をもって契約の締結に至っております。改修事業の期間は、議決日の平成26年9月11日から平成28年1月31日までとなっております。この業務委託契約書において、業務費総額は第4条において2億1,259万9,200円となっております。

平成26年9月定例会の議案の質疑においてもご説明させていただきましたが、業務の積算の基礎につきましては、設計を含む概算の積算でございました。事業開始後、本設計の段階で細かい項目が決定し、工事着工後は、公社が業務を実施する上で、工事発注等の外部委託による入札等により、業務価格の変動が生じました。

工事につきましては、順調に進捗しておりますが、工事費等につきましては、本年11月20日に改修工事に係る金額の変更が確定したこと及びそれに伴い割賦利息の額が12月10日に確定したことにより、弁済対象額の総額、つまり事業費総額が確定いたしました。これにより、平成27年12月15日に埼玉県住宅供給公社と業務委託変更仮契約を結び、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、本臨時議会に議案第62号 業務委託契約の変更について（嵐山町北部交流センター改修事業）を上程させていただき、契約

の締結をするため、議会の議決を求めるものであります。

それでは、議案をごらんいただきたいと思います。契約の金額は2億1,259万9,200円、うち取引に係る消費税及び地方消費税額が1,467万9,200円でした。変更減額は1,284万671円、うち取引に係る消費税及び地方消費税額は46万9,301円です。減額後の総委託契約金額は1億9,975万8,529円、うち取引に係る消費税及び地方消費税額は1,420万9,899円です。

続きまして、参考資料をごらんいただきたいと思います。嵐山町北部交流センター改修事業に関する業務委託変更仮契約書写しでございまして、平成26年9月11日付締結した業務委託契約を嵐山町北部交流センター改修事業に関する業務委託契約第8条に基づき、上記のとおり変更するとしており、3、変更事項といたしまして、(1)、業務内容、(2)、履行期間については、変更はございません。(3)、事業費に対する増減額が1,284万671円の減となっております。

減額の内訳として、裏面の別表、事業費調書をごらんください。まず、直接費の合計であります。変更前の1億7,131万円に對しまして、変更後は1億6,650万7,400円で、480万2,600円の減額となっております。内訳といたしまして、調査費、設計費、積算費では、変更前の1,725万円に對しまして、変更後は1,368万9,000円で、356万1,000円の減額となっております。

減額の理由の大きなものは、設計費の中で北部交流センターの改修設計の外部委託につきまして、変更前の915万3,000円に對しまして、落札額が750万円で、165万3,000円の減額となったものがあり、また調査費につきましては、変更前の概算の積算より実際の調査に係る設計額が大幅に減額となったことにより、調査、設計、積算費の合計では356万1,000円の減額となっております。

次に、工事費であります。変更前の1億4,711万円に對しまして、変更後の確定額は1億4,586万8,400円であり、124万1,600円の減額となっております。減額の内訳といたしましては、外部委託の吉田集会所解体工事が変更前の設計額849万円に對しまして、落札額が638万9,000円で、210万1,000円の減額となったこと、また北部交流センターの改修工事につきまして、変更前の概算設計から正面玄関のひさしやステージの昇降機等の追加工事を加えたことにより、変更前の設計額1億3,862万円に對しまして、変更後の確定額が1億3,947万9,400円で、85万9,400円の増額となり、これらを相殺した額により工事費総額で124万1,600円の減額となっております。

次に、工事監理費については変更はございません。続きまして、間接費でございますが、間接費は一般管理費及び事務費に当たります。こちらにつきましても、直接費の総額が減額となったことに伴い、変更前の1,218万円から変更後の1,131万2,539円と、86万7,461円の減額となっております。

次に、工事に要した利息につきましては、工事に係る総額が減額したこと及び変更前は年利を1.3%で積算しておりましたが、確定した年利が0.383634%と利率が低くなったことにより、変更前の34万円から変更後は28万4,927円と、5万5,073円の減額となっております。

続きまして、直接費及び間接費の総額が減額したことに伴い、消費税額につきましても、変更前の1,467万9,200円から変更後は1,420万9,899円と、46万9,301円の減額となっております。

続きまして、変更前と変更後の差引額が最も大きかったのが割賦利息であります。割賦利息につきましては、改修工事に要した事業費総額に対しまして、10年割賦、年2回払いに係る利息でございます。変更前の1,409万円に対しまして、変更後の確定額は744万3,764円となり、664万6,236円の減となっております。

変更前は、東日本大震災の復興事業や東京オリンピック開催決定等の社会情勢等を考慮に入れ、年利を1.3%で積算し、1,409万円としておりましたが、確定いたしました年利が0.75%と積算を下回り、また改修工事の総額も減少したことにより大幅な減額となっております。

以上、返済に係る割賦利息を含めた事業費合計につきまして、変更前の2億1,259万9,200円に対しまして、確定いたしました変更後の事業費合計額は1億9,975万8,529円となり、総額で1,284万671円の減額となっております。

なお、参考資料の最後に変更前平面図と最終平面図を添付させていただきました。本設計の前の事業概要に基づく変更前の平面図と最終平面図で大きく変わった点につきまして何点かご説明をさせていただきたいと思います。

まず、業務委託契約書の事業概要におきまして共用部分の利便性の向上を挙げておりました。その中に全館バリアフリー化を掲げておりましたが、変更前の図では正面玄関のエントランスホールの図の左側に折り返しのスロープを設定しておりました。変更後の最終設計では、玄関の正面に直線のスロープを設定し、さらに雨天時の車の昇降の利便等を考慮し、スロープの上にひさしを設置いたしました。また、大ホール

変更前の多目的ホールの外側の２カ所の出入り口につきましても、変更前にはなかったスロープを設置いたしております。

さらに、障害者等の方々のステージの昇降につきまして、変更前にはございませんでしたが、ステージ脇に昇降機を設置いたしております。また、トイレにつきましても、変更前は改修前の形状に即した設計でございましたが、トイレの中央部分の天井に明かり取りがあることや空間性、快適性を考慮し、効率的に配置を変更いたしております。そのほか細かい部分についても若干の変更がございますが、いずれも業務委託契約書に記載されております改修工事概要書の内容に即した変更でございます。

以上、細部説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○大野敏行議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

第９番、川口浩史議員。

○９番（川口浩史議員） 確認なのですが、事業費調書でいろんなものが減額になったというご説明でありました。この中には人件費の減というのは入っているのかどうか確認したいと思います。それから、履行期間は変更ないということで説明があったのですけれども、工事内容をかなり変更されていますよね、今のトイレの問題とかステージの問題だとかが。変更がなくて、あと少しですよ。できるということなのではないかな。もう既にやっているのかどうか、そこを伺いたいと思います。

○大野敏行議長 それでは、答弁を求めます。

村上文化スポーツ課長。

○村上伸二文化スポーツ課長 お答えさせていただきます。

全て人件費等も含めての総額で減額となっております。また、工事につきましても非常に順調に進捗しております。もう間もなくほぼ完了、その後検査等もございますので、履行期間については、現在の契約の内容で変更はございません。

以上でございます。

○大野敏行議長 第９番、川口浩史議員。

○９番（川口浩史議員） そうすると、人件費も減額になるという理解でよろしいのでしょうか。人件費はどの程度の減額になるのか、おわかりでしたら伺いたいと思います。それから、工事はもうかなり進んでいるという説明でした。工事変更されて、議会に提出される前にもう変更の工事をやっているということなのですか。別にこれ問題ないのですか。議会の議決を経る前に工事変更の手続をやるということは法的に

問題ないのか伺いたいと思います。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

村上文化スポーツ課長。

○村上伸二文化スポーツ課長 人件費の内訳でございますが、外部発注しております委託案件等もございますので、細かい数字については今手元にはございません。それと、先ほどご説明させていただきましたが、26年9月議会でご承認いただいた契約の内容自体が細かいことが設計がまだ確定していない段階で、概要書という形でこういうものをつくるという内容の契約でございました。その範疇の中での金額と細部の変更でございますので、それについては契約書にうたったとおり概要書のあくまでも中身に沿った形での変更でございます。

以上でございます。

○大野敏行議長 中嶋総務課長。

○中嶋秀雄総務課長 お答えさせていただきます。

問題がないかということでございますが、今村上課長からお話がありました。例えばこれが増額をして、そして当初の計画外のところに何らかの附帯工事を行うとか、そういった形で増額をして別の工事を行う、附帯工事を行うということになりますとこれは問題があるかというふうに思いますが、今回の関係につきましては、減額をしてその内部の改修を行うということでございますので、問題はないというふうに考えております。

○大野敏行議長 第8番、河井勝久議員。

○8番（河井勝久議員） 平面図の関係で幾つか変更になっているのですけれども、今まで研修室だったところが全部会議室と多目的室になって、研修室から多目的室と会議室に変わった、その言葉の意味はどういうことになっているのでしょうか。

それから、最終平面図の関係で、会議室1と会議室2のところが可動式の仕切り壁になったのですけれども、これを開放した場合には会議室1と会議室2との仕様というのはどのぐらいに変更になるのでしょうか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

村上文化スポーツ課長。

○村上伸二文化スポーツ課長 研修室、会議室等の名称でございますが、こちらにつきましては、ふれあい交流センターも含め、ほかの施設との意味合いを込めて同じよう

な名称にさせていただいております。また、多目的室につきましては、床面で鏡張りがあってということで、会議以外の活動にも使っていただけるということで多目的室とさせていただいております。

それから、会議室１と２、可動の間仕切りを取って一体にした場合でございますけれども、おおよそ１つの会議室で机２０、椅子６０というふうな計算で考えております。単純に言えば、その倍で机４０台の椅子１２０脚でございますけれども、間仕切りがない分、さらに若干は多く会議等で使っていただくような数になるかと思われます。

以上です。

○大野敏行議長 ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○大野敏行議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○大野敏行議長 討論を終結いたします。

これより議案第６２号 業務委託契約の変更について（嵐山町北部交流センター改修事業）の件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○大野敏行議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎閉会の宣告

○大野敏行議長 これにて本議会に付議されました案件の審議は終了いたしました。

これをもちまして平成２７年第２回嵐山町議会臨時会を閉会いたします。

大変お疲れさまでした。

（午前１０時２４分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員